

くらし

子どもの人権110番

いじめ・体罰・児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、電話相談をお受けします。

相談電話 フリーダイヤル☎0120-007-110
(全国共通・無料)

■日時 月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分
【強化週間】6月26日～7月2日・午前8時30分～午後7時(土曜・日曜は午前10時～午後5時)

■相談員 人権擁護委員・法務局職員
■問い合わせ 神戸地方法務局人権擁護課
☎078-392-1821

特設人権相談所を開設

夫婦や親子間での問題・近隣問題・差別問題など、人権問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。(要予約)

■日時 ①6月6日②6月27日(火)
午後1時～4時(1人1時間)
※当日午前中まで電話で予約受け付け
■場所 北館1階人権推進課相談室
■相談員 人権擁護委員
■申し込み 人権推進課 ☎38-2055

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、さまざまな人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するための啓発活動を行っています。

まちづくり

雨水貯留施設の設置費を助成します

皆さんが貯留施設を設置することで、大雨時に側溝や下水道施設へ流れ込む雨水を減らし、浸水など都市型水害が軽減されます。

■対象施設 貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のものとし、市が定める基準に適合するもの

6月

夜間(午後5時～翌朝9時)

水道修理事業当番表

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	当番日
西岡設備工業所 ☎22-6900	1 14 20 26
前忠工業(株) ☎31-8548	2 8 21 27
(資)神明商会 ☎22-3565	3 9 15 28
中央水道工務所 ☎22-3552	4 10 16 22
原田商会 ☎22-0706	5 11 17 23 29
越智商会 ☎22-3708	6 12 18 24 30
(株)大阪商会 ☎22-4446	7 13 19 25

●平日の昼間は下記へ
●土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
問い合わせ 水道お客様センター ☎38-2082

社会教育関係団体の登録受付

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

新規登録を希望する団体やグループは申請手続きをしてください。

■受付日時・場所 6月15日～30日(平日・執務時間内)までに生涯学習課へ

■登録承認の有効期間 9月1日～平成30年8月31日

■社会教育関係団体とは 市民や地域社会のために自発的に学習・スポーツ等の社会教育活動を行う団体

■登録要件

◆団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。

- ①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動である
- ②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる
- ③構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学者が6割以上である
- ④主たる活動の場を芦屋市内に有する

⑤原則として代表者が芦屋市内に在住、在勤または在学している

⑥会則(あるいは規約)を有する

⑦代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがない

⑧活動のための自己財源を有し、適正に運営されている

※上記以外にも要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

■必要な書類

- ①芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)
- ②事業報告書・収支決算書(様式第2号)
- ③事業計画書・収支予算書(様式第3号)
- ④会員名簿(様式第4号)
- ⑤社会教育活動報告書(様式第5号)
- ⑥会則(団体で使用のもの)
- ⑦市ホームページ団体掲載用原稿

※必要書類の様式は、生涯学習課で配布・市ホームページにてダウンロードできます。

社会教育関係団体の自主事業企画を募集します

■募集期間 6月1日～30日(必着)

■対象 次の要件を満たす自主事業であること
①団体の専門性・得意分野を生かしたもの②広く市民や児童生徒を対象③市内に在住・在勤・在学の30人以上を対象④市内公共的施設で行う事業(事業内容に応じて民間施設も可)⑤市の他の補助金等を受けていない⑥10月1日～平成30年3月31日に行うもの

※左記以外にも要件があります。

■補助対象経費 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等

■補助金額 補助対象経費の3分の2以内の額(ただし、上限5万円)

■提出書類 団体企画提案書(市ホームページからダウンロード)、その他添付資料
※詳細は、市ホームページを参照

※申請1件につき施設1基の助成をします。

■対象 市内の土地もしくは住宅の所有者、またはそれらの所有者から施設の設置に同意を得たかたで、施設を自ら使用するかた。

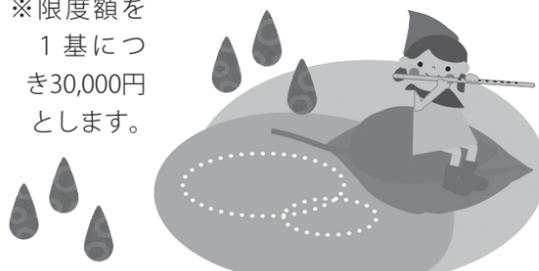
※条件によっては助成できないこともあります。

■申請受付期間 平成30年1月31日まで

※施設を購入する前に、所定の申請書および必要書類を提出してください。

■助成金額 購入費および工事費の総額の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)とします。

※限度額を
1基につき30,000円とします。



■問い合わせ 下水道課 ☎38-2067

市 政

「芦屋市霊園使用者選考委員会」市民委員を募集

芦屋市霊園使用者の決定基準や、必要な事項について調査審議するため、市民委員を募集します。

■募集人員 1人 ■任期 7月から平成31年6月30日(2年間)※年1回程度の会議(1回約2時間程度)・今年度は7月26日予定(平日昼間)

■応募資格 市内在住で、6月20日時点で満20歳以上のかた

■報酬 11,200円(所得税込)／回 ■応募方法 「私が考える芦屋市霊園の墓地使用者の申込資格及び選考方法」についての作文(様式自由・600字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、6月20日(火)〈必着〉までに郵送かメールで下記へ※選考委員会で決定、本人に通知。※応募用紙は返却しません。

■問い合わせ 環境課 ☎38-3105/
✉info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

平成28年度公文書公開の実施状況 個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

【公文書公開の実施状況】 公文書公開請求 75件

全部公開 21件／部分公開 48件／非公開 2件／存否応答拒否 0件／不存在 14件／却下 1件／取下げ 2件／審査請求 2件

【個人情報保護制度の運用状況】 個人情報取扱事務の登録件数 326件 個人情報開示請求 17件

全部開示 0件／部分開示 16件／不開示 1件／存否応答拒否 0件／不存在 0件／却下 0件／取下げ 1件／審査請求 1件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で公開・開示したものがあため、合計が請求件数と一致しません。

個人情報訂正請求 0件／個人情報利用停止請求0件／苦情処理・苦情の相談件数 8件